

第4章 管理活用体制

1. 基本方針

史跡関ヶ原古戦場の保存管理は保存管理計画に基づいて、文化財保護法第113条による管理団体である関ヶ原町が行うものとする。

2. 実施及び管理活用体制

関ヶ原町においては、本計画において関ヶ原古戦場の持つ包括的な価値の普及に努め、関ヶ原町教育委員会が中心となって以下のように進める。その体制については、図44の通りである。

1) 庁内体制

これまで史跡の保存管理活用に関しては、文化財を扱う教育委員会社会教育課と観光を扱う地域振興課が別々に動いており、横断的な連絡調整が不足していた。また、近年は景観保全の必要性も高まってきている。

今後、史跡関ヶ原古戦場を保存管理活用していく上では庁内で関係部署の調整会議、プロジェクトチーム等の設置等、全庁的な体制で臨むことが必要不可欠である。そのため「史跡関ヶ原古戦場保存管理活用連絡会議」及び幹事会を設け、事業を進めるものとする。

2) 町民及び土地所有者との関係

史跡地における保存管理活用については、町民及び土地所有者等と十分に相談・協議し、理解・協力を得ながら進めなければならない。今後、広く町民や土地所有者の意見を聞く場として、「史跡関ヶ原古戦場地権者懇談会」を設置し、保存管理活用の意見徴収及び連絡調整を行う。

3) 町民参加の活用

現在、関ヶ原町教育委員会では「関ヶ原史跡講座」及び「青少年ふるさと歴史ガイド講座」を開催しており、観光客に対応するためのガイドの養成を行っている。今後より一層講座の充実を図り、町の魅力を観光客に伝える町民ガイド、インタープリターの育成を行う。

4) 史跡整備

史跡整備は、専門家、学識者よりなる「整備検討委員会」を設置し、委員会での検討を経て、整備を行うものとし、町が国・県に協力を求めて、事業を進めるものとする。

5) その他

史跡の保存管理に関して、土地所有者に疑義が生じた場合はあるいはここに定めのない事項については、史跡の管理団体である関ヶ原町と協議し、協力して解決を図るものとする。

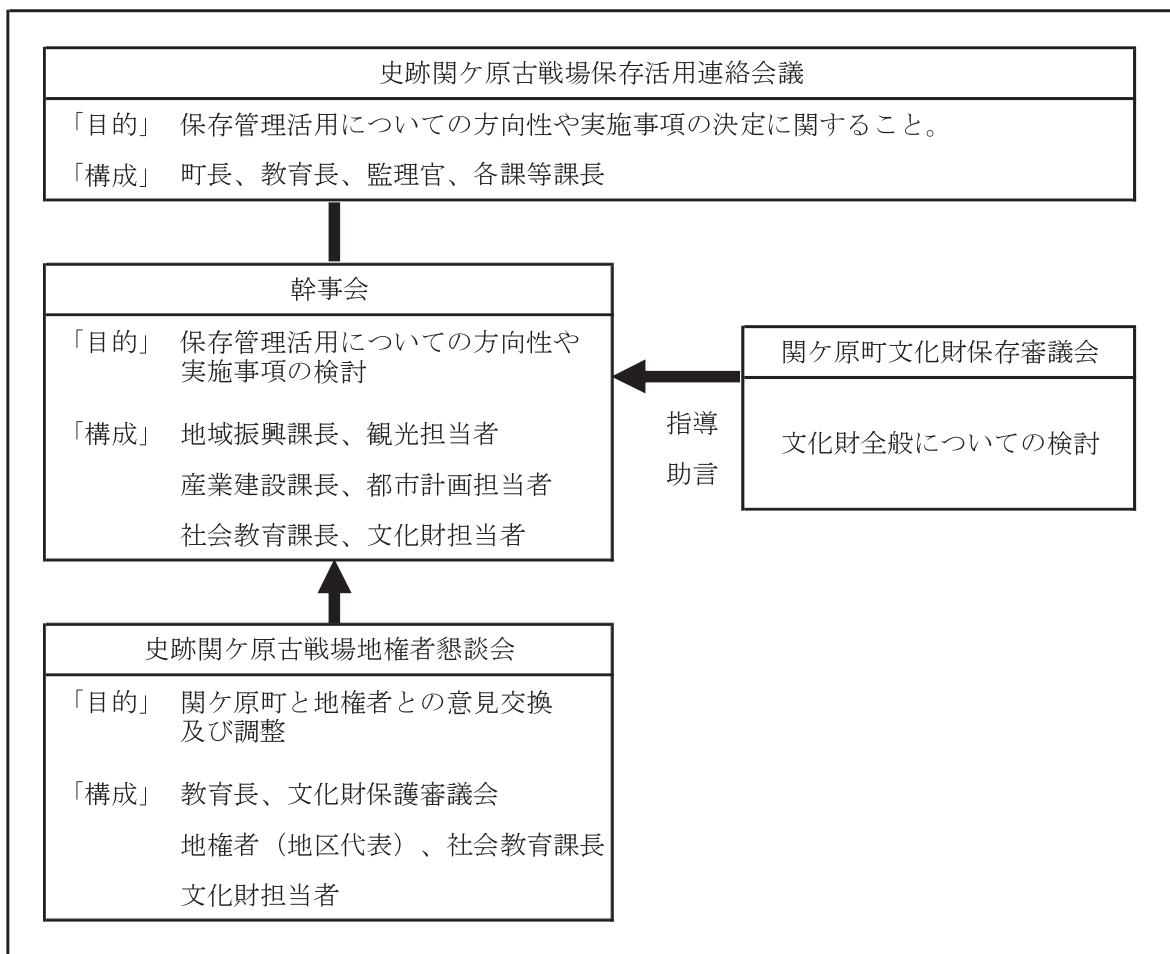


図 43 実施および管理体制